

○笠井委員

日本共産党の笠井亮でございます。

総理、今、国民は、昨日の守屋前防衛事務次官の証人喚問を見て怒り心頭であります。さまざまな疑惑が一層深まったと。国民にとっては、年金も税金も上がる、医療費、障害者の負担増、そして介護も大変、若者にも仕事がない、商売もそれから農業も上がったり、こんなに暮らしが大変なときに軍需関連企業から二百回以上もゴルフ三昧の接待を受けていた。

守屋氏は証言の中で便宜供与はなかったと否定しましたが、まさに不自然きわまりないですよ。見返りを期待しないでこれほどの接待をする企業があるだろうかと、みんな見て思いました。しかも、うその証言をすれば偽証罪が問われる場で、政治家、そして防衛庁長官経験者まで一緒に接待を受けていたという証言は重いものがあると思います。知らない、記憶にないというふうに経験者の方のコメントが次々とテレビでも映っていましたが、それで済まされる話ではないと思います。まさに、こうやって防衛行政をねじ曲げて莫大な税金を使ってきたという疑惑は濃厚であります。

この軍事大企業をめぐる癒着問題、関連する問題にメスを入れろ、そして、年間五兆円にも上る防衛費、軍事費の問題で、これにメスを入れて暮らしや福祉に回せ、まさにこういう声が国民の中から高まるのも当然であります。

総理、これらの大臣経験者を含む、防衛庁長官経験者を含む、政治家を含むこういう疑惑について、やはり総理みずからが、自民党の総裁でもいらっしゃいますので、特別の体制をとって、これは優先課題、最優先課題として徹底究明すべきじゃありませんか。いかがですか。

◆福田内閣総理大臣

昨日の証人喚問を私よく見ていなかったんだけど、しかし、その後のニュース等で聞いておまして、怒っている部分は私も怒っていますよ、本当。ですから、このことについては、どういうことが起こったのか、事実関係、徹底的な究明をすべきだというように思います。今、防衛大臣が中心になってその究明、調査をしておるところでございますので、その状況を見ながらいろいろと判断してまいりたいと思います。

○笠井委員

総理、怒っているとおっしゃったけれども、怒りは当然だと思うんですが、そういう形で、人ごとでは済まされない。つまり、客観的、第三者的な発言では済まされないとは私は思うんですよ。やはり、まさにこの究明という点でいきますと、人ごとではないということで、もっと責任を感じていただく必要があるというふうに思います、総理・総裁として。まさに、九・一一のあのテロ事件の直後やテロ特措法が問題になったそういうときにも、毎週のようにゴルフをやっていたということが次々と明らかになっている。

私、申し上げたいんですが、国益というのを私益というか個人の利益が食べ物にしていた、まさに、このことをしっかり確かめもせず、対処もせず、なぜ国益が語れるのかという問題が鋭く問われていると思います。

防衛省に調べてもらってというふうにおっしゃいましたが、まさにこういう今の瞬間というのは、防衛省が調べるだけでなく総理御自身が、防衛庁長官経験者に直接たずくことも含めて、徹底究明に乗り出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。もう一回御答弁お願いします。

◆福田内閣総理大臣

事実の究明ということについては、防衛大臣一人だけでも無理ですよ。やはり、つかさつかさで、皆さんの力をかりながら調査究明する、事実関係の究明をするということが必要なものであり

まして、今、防衛大臣が中心になってその調査を進めているわけでありますから、その結果をまずは見たいと思います。

○笠井委員

総理御自身が、防衛庁長官経験者に直接、どうだったんだ、あなたはかかわって、行ったんですかということをお聞きになるつもりはないんですか。

◆福田内閣総理大臣

私自身がそういうことをしなくても、事実関係はだんだんわかってくるようになるでしょう。私が、中谷・元防衛庁長官に対して、何だなんて、こういうふうなことを言うのも大変失礼な話だと思いますよ。

しかし、それは、ですからそれでいいというふうに言っているわけではないのであって、私も重大なる関心を持ってこの事態を見守っていきたい、こう思っております。

○笠井委員

経験者に失礼とかいう問題じゃないんですよ。国民は怒っているんです。だって、こんな問題が解明されずにやっていたという話ですから。だから、そういう点では、総理が国民の目線とおっしゃった、そうであるなら、こういう問題でこそその立場に立って本当に乗り出す。やらなかったら、やはり変わっていないんだ、自民党政治はという形でますます見放される、こういうことになると私は思います。

もう一つ、証人喚問で、海上自衛隊による給油量の隠ぺい問題についてもいろいろなことが明らかになりました。二〇〇三年にイラク戦争に従事していた米空母キティホーク、この艦長が海上自衛隊から八十万ガロンの給油を受けたと発言した際に、福田総理は当時官房長官でいらして、官房長官として、防衛庁が米側に確認して、イラク戦争には使っていない、二十万ガロンだから一瞬にしてなくなったというふうに発言をされていました。

ところが、昨日の守屋前次官は、八十万ガロン、二十万ガロンの事実を確認したんじゃないくて、テロ特措法の趣旨を外れていないということを米側に言ってほしい、このように米側にお願いしたというふうに証言したわけであります。

総理、ということとは、当時、日本政府としては、官房長官でいらして、米政府に八十万か二十万かも確認していない、そして、あの空母の、問題になった前後の作戦行動も確認していなかった、こういうことですね。

◆福田内閣総理大臣

私が官房長官のときに、二十万ガロンと発言したことは事実です。これは、私の記者会見の記録に残っております。ただし、その情報はすべて防衛庁からもらった資料に基づいて発表しているわけでありまして、私の方で創作したことはありません。

それ以外の事実は、私は承知しておりません。

◆石破国務大臣

私、当時防衛庁長官でございましたが、転用ということはありませんねということについて確認を行ったということが実際のところでございます。

○笠井委員

だから、ちゃんとそういう問題を確認していなかったということなんですよ。一体だれに何を確認していたのかという問題、極めて重大な問題も明らかになりました。

当時、米側には具体的に確認もしていないのに、昨日防衛省から提出されましたこの中間報告というのがございます。これを見ますと、八十万ガロンというのはイラク戦争ではなくアフガニ

スタン作戦にすべて使われたのは事実だと断定をして、確実と断定して居直っているという立場であります。

これは、私、政府、防衛省だけにこの問題の調査は任せられないと思うんです。国会で徹底究明が必要だ、不可欠だと思います。守屋氏の再喚問、そして当時の海幕防衛課長ら関係者の当委員会への証人喚問を要求したいと思います。委員長、理事会に諮っていただきたいと思います。

○深谷委員長 理事会において諮ります。

○笠井委員

その上で、問題は、そもそも自衛隊はこの六年間、米軍など、どういう行動をしている外国の軍艦に対して給油活動をしてきたのかという問題であります。

米国防総省は、十月の十九日にこういう声明を発表しました。不朽の自由作戦に日本が給油する燃料の使用について、ここにその文書があります。米大使館から日本語訳も来ているし、英文も後ろについています。

この中で、日本が補給した燃料の追跡についてという項目がありまして、こうあります。日本が補給した燃料を、米国艦船に給油された時点から消費されるまで、任務ごとに追跡することは、以下の理由により複雑な作業となる。三つ書いてあります。

一つは、海上自衛隊が補給した燃料をほかの燃料と分けて別のタンクに貯蔵することは行っていない。ほかから補給された燃料とまざると。二つ目に、海上自衛隊の燃料がまず別の補給艦に給油されそこからほかの艦船に給油されることは海軍作戦行動においては一般的であり、その場合、用途を説明する作業はさらに複雑になると。三つ目に、加えて艦船は複数の任務につくこともある。このように書いていると私は読んでいるんですけども、防衛大臣、そのとおりですね。

◆石破国務大臣

そのように書いてあると認識をいたしております。

○笠井委員

実際に、この自衛隊の補給艦が給油しているアメリカの第五艦隊というのがありますが、これについて、米国防総省の発表では、この艦隊は三つの任務、すなわち、一つはイラク作戦、もう一つ、二つ目にはアフガニスタン作戦、三つは海上行動を一体のものとして、インド洋、ペルシャ湾に展開をしているというふうに言っております。

私、アメリカの海軍のホームページから、この任務を持って派遣されている米攻撃艦隊の派遣の期間を整理いたしまして、資料として配付をさせていただきました。資料の一をごらんください。パネルも用意しました。

ここにありますように、ブッシュ大統領が勝利宣言をした一年後、イラクの暫定政権ということで、それに主権が移譲されたというイラクの情勢がありました。その二〇〇四年五月以来、こういう形で、現在までの三年半の期間でありますけれども、実に二十三もの艦隊が切れ目なくこの地域に派遣をされているというのをまとめたのがこの表でございます。この艦隊のシアーズ司令官は、我々は今三つの戦争、イラク、アフガニスタン、テロ、これに従事していると強調しております。参議院の予算委員会の審議の中でも取り上げた、自衛隊が給油した米軍艦のイオージマというのがありますが、これらの艦隊もこの三つの任務をやるということで、米軍が確認してきたものであります。

そこで、総理に確認したいんですけども、自衛隊の補給艦がテロ特措法で給油してきた相手の米艦隊艦船がそういう三つの任務を持っているということは、当然、日本政府としては承知を

していたわけですね。総理、いかがでしょうか。

◆石破国務大臣

複数の任務を持つことがあり得るということは、これはこの法律の審議、あるいは審議のときに言われたかどうか私存じませんが、前に長官を務めておりましたときに、複数の任務を持つことはあり得るということはこの場で答弁をいたしております。したがって、そういうことはあり得ると認識をしております。

○笠井委員

複数の任務という一般的な問題じゃなくて、日本が給油した相手の、アメリカの場合ですよ、米軍の艦船の行動部隊ですから、それが三つの任務を持っていたということをきちっと知っていたかどうかということでもあります。はっきりそれを答えてください。

◆石破国務大臣

私どもが行わねばならないことは、我々の補給いたした、国民の税金によって賄われている燃料というものが、O E Fというもの、法律にのっとって使われているかどうか、そのことはきちんと明らかにせねばならない、そういう立場でございます。

○笠井委員

それは驚きですね。相手が全体として何をやっている、そういう軍艦なのかと、どんな行動をやっているかも知らないで、日本がやっているのはこれですと、そんなことで本当に許されるんですか。

◆石破国務大臣

繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、私たちは、O E Fというものにこの燃料が使われているかどうか、ですから、先ほど、アメリカに確認したのも、ほかの目的ではなくO E Fというものにきちんと使われているかということアメリカ政府に確認をしたという場面が出てまいりました。それと同様に、私どもは、自分たちの油というものが法律に定められた趣旨のとおり使われているかどうか、そのことはきちんと確認する責任があるということを申し上げているのでございます。

○笠井委員

石破大臣ともあろう方が知らないはずないんですね、これ。では、相手の艦隊がどういう任務を持っていたかというのを知らなかったんですか。知らないけれども、その一部で、O E Fでやっているから入れているんだ、それ以外何をやっても関係ない、そんな、関知しない、知ろうともしない、確認もしない、こういう立場でこの六年間やってきた、これが日本の政府の立場ですか。

◆石破国務大臣

この活動というものが法にのっとって行われているか、そのことは日本政府としてきちんと確認をせねばならないことだということを申し上げているのでございます。

○笠井委員

答弁になっていませんね。三つの任務を持っていたことを知っていたか知らないかと聞いているんですから、はっきり答えてください。知らなかったんですか。

◆石破国務大臣

それは、補給を行いますときに、これはいいんですね……（笠井委員「そうじゃなくて、相手の任務です」と呼ぶ）いやいや、まあ聞いてください。

交換公文を結びますね。そしてまた、現場で確認をいたしますね。現場で確認をするのは、何の任務に従事しますか、OEFの任務、それがきちんとありますね、そして、それに使う量はどれぐらいですかということを引きちんきちんと確認をしながら、何に使われるかわからない、とにかく、言い値で言いなりの量を出す、そんなことはいたしておりません。

これがOEFにきちんと使われているかということは、それは冒頭、渡辺委員に対する答弁で申し上げたかと思いますが、先日、寺田政務官が現地に行っているいろいろなことを確認してまいりました。そのときに、アメリカのみならず、参加する各国とも、日本がこういう法律に基づいて補給を行っている、したがって、OEFというものに使われる、そういうようなことでなければならないというのは、被補給国といいますか、補給を受ける国全部の周知の事実となっておる、そういうような事実確認というものもきちんと行いながら補給をしているということをぜひ御認識いただきたいと存じます。

○笠井委員

知っているか知らないかというふうに伺っているのに、それも言えないと。国防総省は発表して言っているんですよ、三つの任務を持っていると。軍事の常識なんですよ、それ。それを、相手がどんな行動をしているかも、知りもしないのか、知ろうともしないのか、知っているけれども言いたくもないのかわかりませんが、確認もしないで給油していた、ただただこの部分と。

知っていて言わなかったんだったら重大ですけども。およそ、軍事の常識、いつも言われます、石破さん。そういうことがわかっているんだったら、そんなことあり得ないはずなんですよ。なぜ言いたくないのかということに私は重大な疑問を感じます。そういう任務があるということは何で認めないのかと。

それでは具体的に、これらの米軍艦船の中で、日本の佐世保を母港にしているエセックス、こういう軍艦がありますが、これを中心にした艦隊の活動を実際に見てみたいと思います。

これもアメリカ海軍のホームページに掲載されておりますが、これを整理したのがお手元の資料二でございます。パネルでもここに持ってまいりました。このエセックスというのは、四万トン余りの世界最大規模の強襲揚陸艦の一つでありまして、ここにありますように、合わせて四隻で行動しております。水陸両用の即応攻撃部隊ということで行動している。

これらが沖縄で二千二百人の海兵隊員の部隊を乗せて沖縄のホワイトビーチを出航していったのが、二〇〇四年八月二十三日でございます。このエセックスに搭載するために、昼夜突貫の仕事、準備作業の中で、二〇〇四年八月の十三日、普天間基地所属の米軍ヘリコプターが沖縄国際大学に墜落をいたしました。

総理、当時は官房長官をやめられたその二カ月ぐらい後だったと思うんですけども、この事件は覚えていらっしゃいますか。ヘリ墜落事故です。

◆福田内閣総理大臣

かすかに覚えています。

○笠井委員

かすかというのはちょっと、沖縄県民は本当に怒り心頭だったんですよ。大変な屈辱的な事件だった。私も現場へ行きました。

総理大臣、官房長官もやられて総理大臣になれるわけで、そういうことを、かすかにということじゃなくて、やはりしっかり沖縄県民の気持ちを受けとめて、覚えておいてもらいたいと思います。

事故からわずか九日後であります、事故報告書が出るはるか以前にもかかわらず、沖縄県民はもちろん、国民的な激しい怒りと批判、それから、日本政府も制止しました。しかし、それも

振り切って、八月二十二日に事故機と同じ型のヘリ六機が普天間飛行場から飛び立って、大問題になりました。

外務省に伺いますが、私の確認した範囲ですが、当時、海老原北米局長が、このエセックスが沖縄に寄港した目的について国会でこういうふうに答弁しています。沖縄の海兵隊の一部をイラクに展開せしめるということになったが、そのときにヘリコプターも一緒に海兵隊とともにイラクに輸送するために入港していたと。そして、さらにこう言っています。普天間からこれらのヘリ六機はイラクでの米軍の作戦に向かうために飛行したと承知していると。

外務省に確認しますが、こういう答弁をしたということは間違いありませんね。

◆西宮政府参考人

その部分の答弁は持ち合わせておりませんが、そのとおりだというふうに理解いたします。

○笠井委員

このエセックス遠征群という艦隊は、イラクでの米軍作戦に向かうために当時沖縄から出航した。日本政府は、こういう任務を当時から承知していたということでもあります。

実際にこのパネルをごらんいただきますと明らかなように、資料二でありますけれども、このエセックスの艦隊というのは、二〇〇四年の九月十日からペルシャ湾でイラク石油基地防衛などの任務に従事し、そして、それに一緒に乗っていた海兵隊の遠征隊は、ファルージャの激戦がありました、イラクのファルージャで数千人とも言われる市民を虐殺した、殺りくしたという作戦に参加をしています。翌年に入ってもイラク作戦などに参加をしまして、二月二十七日には再びイラク本土から海兵隊員が船に戻ってきて、四月上旬に沖縄そして佐世保に戻ってきた。

総理、この問題でいいますと、この艦隊の軍艦ジュノーに、自衛隊の補給艦「ましゅう」から、ここにありますように二度の給油を行っているわけですが、当時、日本政府は、相手がイラク作戦ではなく、アフガニスタンの海上阻止行動としてどんな活動をしていたと承知しているんでしょうか。答弁願いたいと思います。

◆石破国務大臣

ジュノーについてのお問い合わせであったかと思えます。

そのような報道が、既に、平成十七年、二〇〇五年でございますが、四月の国会において議論がなされているというふうにこれは承知をしておるところでございます。

この事実関係でございますが、申し上げます、二〇〇五年当時、テロ特措法に基づきインド洋に派遣されておりました「ましゅう」、私どもの補給艦は、この年の一月十七日及び二月二十三日に、このジュノーに対しまして燃料補給を二回実施いたしております。

このアメリカのジュノーが、我が国からの燃料提供の際、不朽の自由作戦、O E F に従事中であったということにつきましては、当時、外交ルート及び部隊の命令系統を通じまして、アメリカに確認をしておるところでございます。

○笠井委員

アメリカに確認したと言われました。外交ルートと部隊の命令系統と言いましたが、いつ、だれが、どういう形で確認をして、どういうふうな確認が来たんでしょうか。

◆高見澤政府参考人

お答えいたします。

こういったホームページにいろいろな記事が掲載されたり、今までも国会ではいろいろな議論がございますけれども、そういったものにつきましては、私どもが補給した状況については、私どもは、どの海域でこういった量のをどういう船に補給したかということは確認をしておりますので、そういったことをベースにいたしまして、その後の艦艇の行動について、それぞれ現

地の大使館に連絡をして確認する。それから、米側の在京の、例えば米国大使館であれ、いろいろな確認方法がございますけれども、きちっと、外交一元化ということもございますので、外務省の方を通じて現地で確認をしているということがございます。

○笠井委員

だから、この二回については、いつ、だれが、どのような形で確認をして、何という回答が来たかと聞いているんです。

◆高見澤政府参考人

当時議論されましたのは、平成十七年の四月二十八日の参議院の外交防衛委員会でございます。その場でそういうふうにお答えをしておりますので、その段階で確認をしていることは間違いがないと思います。

○笠井委員

そういうふうにお答えしていますというのは、何か一般的な話でしょう。私は具体的に聞いているんですよ、石破大臣。

◆石破国務大臣

ただいま運用企画局長からお答えをしたとおり、そのような外交ルートを使いまして、外交の一元化という観点もございまして、外務省におきましてそれにふさわしい確認の仕方をしているというふうに承知をいたしております。

○笠井委員

国民の皆さんがこれを聞いたって、ちっとも納得しませんよ。O E Fに入れている、不朽の自由作戦でアフガニスタンだけに限定しています、確認はしましたということを抽象的に言われたって、今問題になっているのは、さんざん資料を提出するという問題になっているのは、具体的な問題でしょう。そこを出さなかったら、だれも納得できないですよ。

幾ら、限定している、確認しましたと言ったって、その確認自体がこの間、証人喚問も含めて、おかしいということが問題になっているわけですよ。きちっと確認の資料を出してください。

◆高見澤政府参考人

お答えいたします。

これまで、平成十九年八月三十日までの段階で七百七十七回の補給を実施しておりまして、その件につきましては、総理が御答弁で国民の理解に資するようにきちっとした調べをするということではできるだけの情報開示をするという御指示をいただいておりますし、防衛大臣からも、その七百七十七回の艦船の補給した先の行動について、できる限り資料を探って、そしていろいろな、まさに米側の発表にもありますけれども、その動向をきちっと追いかけるということはかなり時間を要する、あるいはいろいろな資料を探してやる作業でございますけれども、それをやっておるということでございます。

いずれ国会の方に御説明をするということで進めているところでございます。

○笠井委員

いずれと言ったって、法案審議で早く通せと言われていて、いずれじゃどうしようもないですよ。

七百七十七回やるのは大変です、膨大な作業と言われました。私は、今具体的に、このジュノーに対して入れたという二回について聞いているんですから、これについては、いつ、だれが、どういう形で米側に確認して、どういう回答が来て、これに限定しましたとかしないとかいうこ

とがあつたかという資料をぜひ当委員会に提出していただきたい。

委員長にそれをお願いしたいと思います。

○深谷委員長 理事会において資料について検討いたします。

○笠井委員

先ほどの運用局長の答弁を聞きましても、結局、先ほど大臣言われましたが、不朽の自由作戦に限定しているというふうに幾ら言われても、それが説得力ある裏づけをもって答弁がなかったわけです。まさに、そういう点では、限定しているといっても、国民から見たら、そんな限定をどうやって確認できるか。できないという問題が浮き彫りになったと私は思います。まさに説得力がないんです。

パネルをごらんください。資料二です。

このエセックスの部隊ですけれども、十二月の二十三日、イラク作戦に参加をして、そしてジュノーに乗船し、イラク作戦で戦死をした六人の海兵隊員を弔うセレモニーがこのジュノー艦上で行われました。二〇〇五年の一月十七日に、自衛隊の補給艦「ましゅう」から四百三十八キロリットルの給油を受けたジュノーは、翌十八日から二十五日にかけてペルシャ湾でイラク作戦と海上行動を実施ということで、米軍の側が明らかにしております。そして、二十七日には、海兵隊員が、先ほど言いましたけれども、イラク本土からそれぞれ船に帰ってくる、それを始めて、そして、イラクに派遣されて戦死した海兵隊員五十名を弔うセレモニーがこのエセックスの艦上で行われているわけであります。

こういう事実経過こそ、冒頭大臣も確認しましたが、アメリカ国防総省の声明にもありますように複数の任務についており区分けするのは困難という実態、こういう任務をもってこういう活動をしている米軍の艦船に対して給油をしていたということが明らかになったというふうに私は思うんです。

総理、これは、かつてそうだっただけじゃないんですね。ことしに入っても、例えば、二月十九日から六月二十二日まで作戦展開をしました空母ステニスを中心にした艦隊がございますが、これを見ますと、派遣された四カ月の期間の間にペルシャ湾とアラビア海を三往復しているんですね。三往復しているんです。そして、イラク作戦とアフガニスタン作戦を反復してやっている。こういう行動を四カ月やっているということをアメリカ側が明らかにしています。

このような米空母など米攻撃艦隊は、数カ月単位でこの地域に派遣されているわけですね。数カ月単位で訓練をし、数カ月単位でローテーションを組んで、こうやってずっと派遣してきた、これまで三年半に二十三回。そして、それだけじゃなくて、今後も、二〇〇八年一月には空母ニミッツの艦隊が派遣をされる、そして、その後、強襲揚陸艦ナッソー、この艦隊が派遣をされる、さらに、ナッシュビル、こういう艦隊が投入される。もう次々、ローテーションで、先の先まで決まっているというのがアメリカの作戦であります。

このように、イラク、アフガニスタン作戦、そして海上作戦、この三つの任務を一体的に遂行して、イラクでも作戦を組んで、そして民間人が命を奪われている、アフガニスタンでも多数の民間人の命が奪われているという掃討作戦をやっている。そういう全体としての部隊に対して引き続き給油をしていこうというのがこの新法案にはほかならないと私は思うんです。事実が明らかだ。

総理、こうした憲法違反の戦争支援の新法というのは撤回をする、そして、給油活動は直ちに中止をして、自衛隊をインド洋から撤退させるべきだ、こう思うんですけれども、いかがでしょうか、総理。

◆石破国務大臣

憲法違反ということでございますが、なぜ憲法違反でないかということをする申し述べましても、余り委員の御質問には適合しないのだらうと思います。ですから、いたしません。

私どもの補給艦がアメリカの補給艦だけに補給をしているのではないということは予算委員会でも御説明をいたしておるところでございます。量におきましても、ましてや回数におきましても、アメリカ以外というものが過半を占めるに至っている、多数を占めるに至っているということは御認識をいただきたいし、委員も御承知の上でお尋ねになっておられるのだらうと思います。

もう一つ、アメリカの船というものが複数の任務に従事をしておるということは、政府は当初から申し上げておることでございます。その中にOEFというものがあるということも、交換公文において、そしてまた現場においてきちんと確認がなされているということでございます、そういうような、委員が御指摘のようにアメリカの戦争に加担するものなどということであるとするならば、私ども交換公文を結ぶ必要もございません、現地で一々確認をする必要もありません。そして、私どもから補給を受ける側の各国の艦船が、あるいはその指揮官たちが、この油はOEFのためにしか使っちゃいかぬのだよということを終始徹底しているということが、まさしく私どもの法の趣旨にのっとった使われ方がされているということの大きな証左だと私は思っております。

○笠井委員

私に対する答えになっていないと思うんですね。アメリカだけではないと言うけれども、まさにそれは答えじゃない。入れてきたことについて私は聞いているわけですから。そういうことをやってきたことで、もうまさに三つの任務一体だということと言ったわけですよ。

しかも、大臣は今、これは限定している、確認している、だからいいんだというふうに繰り返しました言われましたが、先ほどやりとりしました。この具体的な問題の、エセックスのジュノーに対して二回入れたことについても、いつ、だれが、どこで、どういう確認をしたかという資料も出せないわけですよ。そうでしょう。出さずに、あとは信じてくれ、日本はアメリカを信じていますと。アメリカも、この声明の中で、我々は転用していないと信じていると。だれを信じればいいか、こういう話になっちゃうんですよ。

まさにそういう問題で、だからこういう問題できちっともう、この六年間振り返って、やめるべきだ、私はこう言っているわけです。

◆石破国務大臣

笠井委員が石破防衛大臣など信じられぬとおっしゃるのは、それはお立場としてそうなのかもしれません。あるいは、アメリカ合衆国も信じられぬというのは、そのとおり、委員のお立場としてはそうなのかもしれません。

ただ、私は、累次申し上げておりますが、先ほど運用企画局長もお答えをいたしました、なぜ七百七十七回というものを調査しているのか。アメリカ合衆国としては、先ほど委員が御紹介なさったような、そういうような見解です。なぜそのようなことを全部確認するのか、我が国は、アメリカ合衆国は日本の言うとおりのOEFにしか使っていない、もうそれでいいじゃないか、おれが信じられぬのかみたいなことなのかもしれません。

しかし、私どもとしては、これをさらにきちんと調べるために、七百七十七回の記録を全部見て、私が着任しましてからほぼ一カ月、その全件調査ということのために、何度も何度もアメリカと確認をし、そしてアメリカの現場のアーカイブズにも出向き、何度も何度も折衝をして資料を出し、あるいは、場合によっては、世界じゅうあちらこちらに展開しているアメリカの船からも資料を取り寄せ、今、七百七十七回すべてについて、必要な確認の最終段階に入っておるところでございます。私たちは同盟国ではありますけれども、きちんとした確認をするということは、

同盟国との間においてあるべきことだと思います。したがって、そういう作業をいたしております。

いつ、どこで、だれが、どのようにということまできちんと明らかにすることができるかどうか、私、今そのことについての確かな知識を持ち合わせませんが、アメリカのいろいろな資料を全部点検しながら、O E Fに使われたということをお示しするべく、今作業をしておるところでございます。

○笠井委員

私、石破大臣を信じる信じないという世界の話をしているんじゃないありません。大臣がきちっと根拠を持って、証拠を持って、具体的裏づけを持って資料を出されて、納得すれば、それは信じるのは当たり前です。だけれども、それを出されない。七百七十七回あるから大変なんですと言われますけれども、これは私思うんですけれども、これまで六年間七百七十七回、一回一回きちんと確認をして、資料も裏づけもちゃんととってあればファイルがあるはずですよ。そしてすぐ出るはずですよ、だれと、どう確認したか。

今、新法にするかどうかという問題になって、国会でもいろいろな問題、追及される、国民からも疑問が出る、それで慌てて六年間を振り返って七百七十七回を調べ始めた。これまでちゃんと確認していたのかどうか、していないでやっていたんじゃないかと疑われても仕方がない、こういう問題になると私は思うんです。私、そういう性格の問題だとして提起しておきます。

そして、この海上阻止行動、その上に立ってやっている、これからも続けようとしている。この間の政府の答弁を伺っていても、テロとの闘いというふうにおっしゃって、この海上阻止行動への参加に消極的で、参加をやめて撤退をすれば世界から孤立するかのようになり繰り返されております。私、これはとんでもないと思うんですよ。

資料三をごらんいただきたいと思います。パネルにいたしました。いわゆるアフガニスタンでのテロとの闘いということで、軍事行動に参加している国々の状況、参加国の状況をまとめたものでございます。

見ますと、国連加盟国百九十二ありますけれども、これらのうち、米軍主導のアフガニスタン不朽の自由作戦、これに参加しているのは二十カ国であります。うち、自衛隊が参加している海上阻止行動、これには八カ国ということでもあります。しかも、このうち、現時点でいいますとカナダとニュージーランドは一時撤退している。先ほど高村大臣は、カナダは間もなくまたフリゲート艦という話がありましたが、現時点でいうと八マイナス二ということになっております。

政府自身も憲法違反だと言って、参加できないと言っている国際治安支援部隊、I S A F、I S A Fとよく言われるようになりましてけれども、これについても三十七カ国という状況です。地方復興チームは二十七カ国。これは国連加盟国からするといずれも圧倒的に少数なわけですね。

それで、総理のおっしゃってきたような言い分によりますと、こういう軍事行動、括弧つきで「テロとの闘い」とここにも書きましたが、これに参加していない国連加盟の圧倒的な多数の国々はテロとの闘いに消極的で国際貢献の責務も果たしていないということになるわけですからけれども、総理はそういう御認識でしょうか。総理の認識を伺いたいと思います。

〔委員長退席、田中（和）委員長代理着席〕

◆高村国務大臣

委員御存じのように、国際社会の中で日本はG D P世界第二位の国なんです。先進民主主義国と言われていた国はいずれも、ここにいただいた資料のI S A FかM I OかO E FかP R T、どれかには参加しているんですよ。そして、御存じのように、まさに日本のタンカーがインド洋を通過して原油を日本に持って来て、そのおかげで日本国民は豊かな生活を享受している。

ほかはどこにも参加していないで、日本が、I S A Fにも参加しない、P R Tにも参加しない、

OEFにも参加しない、MIOだけに辛うじてこれからも参加しようというときに、これもやらない。そして、海上で阻止活動をしている国の人たちが見るその前を通っていくのは日本のタンカーが一番多い。こういう状況の中で日本はどう思われるか。私は、それは、それで何でもないといったら、ちょっと想像力の欠如だ、そういうふうに思います。

○笠井委員

想像力の欠如とかそういう話ではないんです。それぞれの国には事情があると、今大臣、まさに国力の違いとか言われました。そして、いろいろな事情がある中で、日本は日本としてやるべきことがあるんです。しかも……（発言する者あり）違うんです。本来やるべきことです。

しかも、この海上阻止行動、日本が参加していると言いました。しかし、これまで、当初は十二カ国これに参加していたんですね。その中で、既にイタリア、スペイン、オランダ、ギリシャは艦船を撤退して、この行動に参加していません。だけれども、参加していなかったからといって、世界がそういう国々を非難しましたか。アメリカが非難しましたか。していないんですよ。だから、それぞれの状況に応じてやればいいわけで、イラクの派遣状況とともに、いかに世界の国連加盟国から見たら少数派かという問題であります。

今、国際社会は、それこそ一致して、テロ根絶の闘いをやる、そして、テロ防止の闘いをやるということで、昨年九月も国連総会で全会一致で総会決議が上がりました。地球規模の対テロリズム戦略、世界的なテロ対策の取り組み、法の裁きでやるということで、みんなやろうとしている。国連のテロ対策委員会にも、毎年毎年、各国が報告書をすべて出して、日本も五回出している。そういう形でやっている。資金を断つ、犯罪者のテロリストを捕まえる、こういう形の努力をやっているわけですから、そういう取り組みを大いにやればいいというのがまず一つです。

同時に、私、アフガニスタンの現状の関係でいいますと、私自身、六年前に、あの報復戦争が起こった直後に、あのアフガン国境の難民キャンプにも行きました。実態を目の当たりにしてきました。

我が党は当初から、戦争でテロはなくなる、テロ根絶は法の裁きでこそということを書いてまいりました。しかし、この警告を無視して、報復戦争でテロがなくなったか。それどころか、事態の悪化、特に治安の悪化はますますひどい状況にあるという問題であります。そして、アフガニスタンでも多くの国民が犠牲になる、無辜の市民が犠牲になるということは先ほどもありました。

そういう状況を一刻も早く終わらせたいという気持ちから、アフガニスタンでは今、平和と和解のためのプロセスが始まっている。去る九月二十三日に、国連本部で潘基文事務総長とカルザイ大統領が共同記者会見を行いました。

この中でカルザイ大統領はこう言っております。ここにテキストがあります。アフガニスタンにおいては、この間、著名なアフガニスタン国民であり、上院議長のムジャディディ博士を責任者として、平和と和解のプロセスと言われるプロセスが進んでいる、我々は既に、アルカイダの一部ではなく、テロリストネットワークの一部ではないタリバン、そのようなものが実際には多数なのだが、私の言っているようなタリバンとの間で平和と和解のプロセスを通じて接触を行っている、こう言っております。

潘基文事務総長も、国内の和解のための包括的な政治的対話の推進に一層の努力を行うべきである、こう述べております。

これらは何も、ビンラディンと交渉せよ、和解せよなどと言っているんじゃない。テロリストは捕まえないといけない。しかし、今実際に進んでいる政治解決へのプロセスを進めようじゃないか、平和のプロセスを進めようじゃないかというのが、大統領も言って、先頭になってやっている、対話の努力をしている。

総理は、こういう政治解決の努力についてはどう受けとめていらっしゃるでしょうか。

◆福田内閣総理大臣

外交は平和的に行われるべきと思いますけれども、しかし、今のような状態で、それが不幸にしてできないということで、この状況をどうやって打開するか、それはあらゆるいろいろな方策を考えなければいけないと思いますよ。

ですから、国連の方が動くということも必要かもしれないし、我が国も一定の発言権もあるだろうし、そういう見えないような形でもっているいろいろな交渉をするということも当然あるだろうと思います。ですから、当然、我が国の外交もそういう努力をする。今そういうことができない状況であるというのであれば、そういう道を探る努力をしなければいけないというふうに思っております。

○笠井委員

この会見を国連で行った一週間後にも、カルザイ大統領は、首都カブールで起きた自爆テロ事件がありました、その直後にタリバンの指導者オマル師に対して、このような大量殺害をとめるための会談というのでも提案している。

総理、そうなりますと、いろいろな努力をしておっしゃいました。そういう努力を進めると言うならば、米軍などによる報復戦争とかタリバンへの掃討作戦、こうした政治的プロセスの障害となるようなことについては中止させるべきじゃないでしょうか。ここの点は、総理、いかがでしょうか。

◆福田内閣総理大臣

今インド洋における補給活動を続けておりますけれども、国際社会による一致したテロとの闘いへの協力とございまして、決して報復戦争への支援とかいうことではありません。

重要なことは、国際社会として、和平を求めるアフガニスタン国民の努力を、人道復興支援と治安・テロ対策の両面において粘り強く支援していくということでありまして。

和平プロセスの推進に向けた取り組みとしては、最近、カルザイ大統領とか潘国連事務総長がアフガニスタンの国内和平プロセスを推進していく決意を表明している点は、これは私、委員のお考えと同じ、重要であるというように考えています。

今後の動向を注視する必要はありますけれども、我が国としては、国際社会と協調しつつ、アフガニスタンの政府のこのような努力を支援してまいりたいと思っております。

○笠井委員

問われているのは、軍事支援か民生支援か、こういうどっちかだという話じゃなくて、それに車の両輪ということでもなくて、やはり、軍事支援をやめて政治的なプロセス促進の方向に転換する、こういう問題が問われているんだと思うんです。

ことし五月八日に、アフガニスタンの上院が決議を上げております。米軍が率いる有志連合の西側の部隊とアフガニスタン部隊はタリバン戦闘員及びその他の過激派の掃討を中止すべきだ、交渉開始の働きかけが行われている間、タリバンへの軍事作戦は中止すべきだ、このように言っておりまして、そして、タリバンを含む反政府勢力との政治解決のための直接交渉を行うべきだ、こういう決議を行っております。

まさにそういう努力を今行っているわけですから、そして、アフガニスタンで現実にそういうプロセスが進み始めている。平和とこの和解のプロセスを促進して後押しをする、これこそやはり日本政府が協力支援の努力を、本当に傾注すべき一番の問題じゃないかと思うんですけれども、総理、もう一回お願いします。

◆福田内閣総理大臣

そういうような働きかけ、これも必要なときはあるんだろうというふうに思います。ですから、そういうことも視野に入れて、しかし、とって、給油活動をやめるとかいうことに、今やめるというような、そういう判断というのは、まだその時期に至っていないというように私は思っております。これは継続すべきだというふうに思っております。

○笠井委員

時間になりました。終わります。

日本政府は九・一一直後から思考がとまっているんじゃないかと私は思うんです。軍事支援で対応しようとしている。アフガンの現実よりアメリカ言いなり、優先ということで、それこそ世界から孤立する道を歩んではいけない、ここでやはり軍事支援から政治プロセス、これを促進する方向に転換するということで努力すべきであるということを強く求めて、質問を終わります。

○深谷委員長 これにて笠井亮君の質疑は終了いたしました。